

## 科学技術政策担当大臣と有識者議員との会合 議事概要

日 時 平成 22 年 12 月 9 日 ( 木 ) 10 : 00 ~ 11 : 10

場 所 合同庁舎 4 号館 742 会議室

出席者 和田政務官、相澤議員、本庶議員、奥村議員、白石議員、今榮議員、青木議員、  
中鉢議員、金澤議員、泉統括官、梶田審議官、岩瀬審議官、大石審議官

### 議事概要

#### 議題 1 . 研究機関における機関内倫理審査委員会の課題について

##### < 山本参事官説明 >

青木議員 5 ページの上のところにライセンス制と書いてあるのですが、アメリカではライセンス制はなくて、英仏独にはこういうのがあるというのですが、これは何をライセンスするのですか。

山本参事官 研究をしてよいという、その許可を与えるという、そういう趣旨であろうと思います。

青木議員 そうすると、この委員会がそういう権利というのを独占している。何かの権限を与えられているということですか。

山本参事官 そうです。今日は細かい説明を省きましたけれども、後ろのこの表に、各国の制度のまとめがございまして、この中でヨーロッパのフランス、ドイツ、イギリス、今回調査の終わった 3 か国については、日本とかアメリカと違って、倫理審査委員会というのは、国であるとか、あるいは州であるとか、公的な機関が設置をしていますので、そうした権限も与えられているのだらうというように考えています。

金澤議員 簡単に言いますと、例えば猫を対象とした実験をするのに、猫の実験をするライセンスがいます。例えばイギリスでは、そのライセンスはラットには適用できないのです。だから、ラットにはまた別にとらなくては行けないと、そういうライセンスです。

本庶議員 カエルにもある。

青木議員 法的根拠があるのですね。

金澤議員 あります。法律に基づいてです。

相澤議員 その状況が各国によっても全部違うということなので、我が国はどうするべきかという問題を、こういうような状況をよく見て検討していきたいというところですよ。

本庶議員 一つコメントですけれども、今の動物実験とかそういうことなので、人にかかわることというのが一番ポイントになると思うのです。審査基準がこの 3 ページの ( 2 ) のところにありますが、ここに書いてあるように、我が国は多種多様、各省庁にまたがり、いろいろなものがある。これが非常に大きな問題であり、また国際的にもここを統一基準で、きちっとしたものをつくと、各 I R B は、それを基準にして粛々とやるということが一番重要なことだと思いますので、この点はやはり今後整理していくという必要があるのではないかと思います。

金澤議員 これはこれで大変結構だと思います。大事な調査だと思いますが、実は非常に大きな問題は、これは研究者からの申請に基づいて行われることなのです。したがって、研究

者が申請されないことに関しては、審査のしようがないという非常に根本的な問題があるということをご理解していただけるといいかと思います。

相澤議員 重要なお指摘を。

金澤議員 したがって、例えば工学関係、ブレイン・マシン・インターフェースのような工学関係の研究に関する審査は、時に非常にやりにくいということだけ追加いたします。

## **議題 2 . 独立行政法人、国立大学法人等の科学技術関係活動（平成 21 事業年度）に関する所見について**

< 滝本企画官、重富企画官、有松参事官説明 >

（議論については、来週の大臣・有識者会合で行う予定）

## **議題 3 . 第 94 回総合科学技術会議について**

（会議開催に向けた事務的な打合せであるため非公開）

（以 上）